

栄東まちづくり協議会・委員会議事録

日 時 平成 30 年 9 月 28 日（木）18:30～20:30

場 所 栄東まちづくり協議会会議室

出席者 辻本会長、田端副会長、萩野下副会長（代理：尾上主査）、野田、酒井、宮島、犬飼

監事 河田

傍聴人 2 名

● 定足数の確認

10 人中 7 人の出席で規約第 15 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立

● 議題及び報告事項（別添資料参照）

議題：

- 1 栄地区の街路灯整備
- 2 多文化共生事業
- 3 その他

● 議事要旨

議題：

1 栄地区の街路灯整備

- ・ 別紙 1 と別紙 3 の街路灯の位置の整合性は？

→ 別紙 1 は現在の街路灯の位置で、×印が倒壊のおそれがあるもの。別紙 3 は今後の整備の位置図の全体図で、緑の塗りつぶした○が現状位置での建て替え、緑の白○が現在の位置とは違う場所への設置、△は路面照度の均斉度を考慮して建てた方が適当とされた位置です。これが全体計画になる。

この全体計画の中で優先度を考えると、現在、倒壊のおそれがあるものが集中している区間で、メインストリートでもある武平通と東栄通で、かつ補助金で LED 化して、まだ処分制限期間である 5 年を経過していない池田公園の西側を避けて、路線を選定した。ただ、かき集めてきた予算の範囲でできるのが、赤で囲んだ範囲になるということです。

- ・ 東栄通はイルミネーション装飾区間であるが、工事で点灯期間が短くはならないか？

→ イルミネーション点灯期間は 2/16 まで、街路灯の工事は先に武平通をやることにより、イルミネーション点灯期間に重なることなく、年度内の完了できると聞いている。

- ・ 事業計画の変更、予算の流用はどのような手続きが必要となるのか？

→ 規約の第 14 条の総会の所管事項として「事業計画及び予算に関すること」があり、第 9 条の委員会の所管事項では、「事業計画に基づく事業の執行に関すること」とある。事務局としては、事業計画策定後の執行段階で

の変更はこれで読み込めると考える。また、補助金の交付要綱では、事業費の中の流用は手続なく可能で、事務費と事業費のそれぞれの合計の 20%を超える流用は、市民経済局地域振興課への変更申請が必要。今回は事業費間の流用のほか、事務費の 20%以上を事業費に流用するので、その変更申請が必要となる。

- ➡ 事務費の総額の 20%を超えて事業費に流用することとなるため、総会のメンバーによる書面決議を経て、市民経済局地域振興課への変更申請を行い、その承認後、拡大された街路灯事業を執行することとなった。

2 多文化共生事業

- ・ 委託費の根拠はどのように算出するのか？
 - 相談件数は月毎に変動はあるだろうが、相談事業を行うために、スタッフの人工計算で積み上げて、事務費としての経費率を計算するところなるというのを FMC と協議して決めていきたい。
- ・ 今年度は 10 月から 6 か月で 60 万円になるが、合い見積もりではなく、随意契約となるので、その理由は決裁書で理由を明記する。来年度、継続する場合は 12 か月で 100 万円を超えるので契約審査会の案件になる。
- ・ 多文化共生事業の中で、相談事業と他の事業と分かれてくるのか？
 - 当初の事業計画では大きく分けて、日本語教育、相談事業、イベントを想定していて、予算はそれぞれ積み上げているわけではない。
今日の提案も日常的な相談とイベント的な相談、勉強会みたいなものになっていて、二つのイベント的なものも、今回、FMC からの企画提案があって、部会で審議したもの。今後も提案があれば、部会で審議し、委員会にも諮ったり、報告したりして進めていくことになる。

- ➡ 原案のとおり進めていくこととなった。

3 その他

(1) 議事録の体裁

- ・ 議事録の作成、ウェブサイトへのアップが昨年度の途中から進んでいない。今年の 4 月から、議事録の見やすさ、わかりやすさの向上のため、従来の発言を正確に記述する方式から、論点と質疑をわかりやすく箇条書きした要旨の方式に変えている。昨年度分の未作成部分についても要旨方式に変更し、ウェブサイトにもアップすることを提案したい。
- ・ ボイスレコーダーの記録は保存されているのか。
 - 保存されている。

- ➡ 提案どおり進めていくこととなった。